各財務(支)局長 沖縄総合事務局長 日本たばこ産業株式会社 殿

財務省理財局長 佐々木 豊成

低調店の取扱いに係る成人識別自動販売機導入に伴う経過措置について

製造たばこ小売販売業の許可に係る「低調店」の取扱いについては、たばこ事業関係法令及び平成12年12月27日付蔵理第4621号大蔵省理財局長通達「製造たばこ小売販売業許可等取扱要領」(以下「要領」という。)によるほか、成人識別自動販売機の導入に伴う経過措置として、下記のとおり定めたので、今後、原則としてこれにより取り扱われたい。

記

- 1. 要領においては、第2章第一1(2) 口(d)において、製造たばこ小売販売業の許可申請に係る予定営業所について、「最寄りの小売販売業者の営業所が低調店である場合」には、「予定営業所と当該低調店との距離は測定しない」旨規定するほか、第1章第一11において、製造たばこの月間販売数量による「低調店」の基準を定めるとともに、当該月間販売数量について、「原則として当該営業所の周辺の場所を予定営業所とした小売販売業許可申請書が提出された日の属する月の前月から過去6月間における当該営業所の1月平均の製造たばこの販売数量」により算出するものと規定しているところである。
- 2. 上記要領第1章第一11の販売数量算出に係る規定については、これを原則として、 状況に応じた対応が求められているところ、今般、未成年者喫煙防止のため、成人識別 自動販売機の円滑な導入を推進する観点から、要領第1章第一11の「小売販売業許可 申請書が提出された日の属する月の前月から過去6月間」の期間内に、当該許可申請が 行われた地域において成人識別自動販売機(タスポ方式)が稼動を開始した月から1年 を経過するまでの月が含まれる場合には、当該1年を経過するまでの月を除いた過去6 月間をもって、「1月平均の製造たばこの販売数量」を算出することとする。
- 3. ただし、上記1の現行の取扱いにより算出した1月平均の製造たばこの販売数量が、 上記2.により算出した1月平均の製造たばこの販売数量を上回る場合は、上記1.の 現行の取扱いによるものとする。
- 4. 本件経過措置は、最寄りの小売販売業者の営業所が成人識別自動販売機を導入している場合等に適用する。
- 5. 本件経過措置は、営業所移転の許可について準用する。